慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	銀行の支払準備の意義 : アメリカの法定準備制度を中心として
Sub Title	Importance of bank reserves with special reference to the federal reserve system
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1949
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.42, No.7/8 (1949. 8) ,p.371(1)- 393(23)
JaLC DOI	10.14991/001.19490801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19490801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

A04219

三田學會雜誌　第四十二卷　第七・八合併號　昭和二十四年八月

銀行の支拂準備の意義

――アメリカの法定準備制度を中心として――

町田義一郎

一

總司令部からの「銀行制度の全面的改革に關する指針」の發表以來既に一年有餘を經過し當時傳へられた金融業法の制定は極めて遲々として居るやうである。併しいづれアメリカの聯邦準備制度（聯準制度）の線に沿つて現在の銀行法の改正を見ることであらうが、それには日本銀行の改組問題は別としても普通銀行の最低資本金（預金との比率上からの）、業務範圍、預金保險、業務監督等種々の問題が含まれるであらうが、玆に取扱はうとする支拂準備の如きもその重要な一つである。

支拂準備 reserve とは何か（註）

（註）銀行業務の上で reserve には、㈠ secret reserve 或は reserve for contingency, reserve for tax and interest reserve

Fund などの準備金、積立金に關する項目と㈡銀行の對外的な債務に關聯するもの即ち發券準備（正貨準備と保證準備）並に一般に銀行の預金に對する準備（支拂準備、銀行準備とか預金準備 reserve, deposit reserve とも云はれる）項目がある。玆で取扱ふのは勿論その最後の準備についてゞある。尙本稿は今次大戰後の資料の得られぬ爲め專らそれ以前のものを利用し、本文中には著者名と引用頁のみ掲げた。書名は最後の頁の參考書目を見られ度い。

極めて分りきつたことであるが、銀行預金はその種類の如何を問はず早晩拂戻の請求を受けるものであつて、その支拂に就いて窮局に於てはその全資產を以て充當するわけであるが、しかしそれは最後のことであつて、銀行はいづれも普通には資金運用上その一部をさいて保有し、或はその資產の運用上流動性を保たさせて預金の支拂に備へて居る。これが普通に云ふ「準備」である。併しそれはまた單に個々の銀行にとりその預金者にとつて預金支拂の保障手段であるだけでなく、そのうちには殊に中央銀行に集中されて一國の銀行制度の上に、または信用統制の上に、種々他の任務の與へられて居るものがある。併し從來各行によつて保有されつゝある準備が十分にその任を果しつゝあるか、または良くそれを果し得るであらうかに就き、或はその本質的機能は何であるか、何を以てその內容とすべきであるか等について、幾多の疑問が存在する。これらについては說く人々によつて種々な解答が與へられ、また國によつて種々異つた制度が採用されて來て居る。

今これらの諸點を取上げるに當つて便宜上極めて初步の周知の事柄ではあるが、米英の制度を擧げ、それを中心に說明を進めて行くことにする。

ロンドンの組合銀行は、預金支拂の爲め㈠手許現金（現金と銀行券）及び英蘭銀行への預け金 Cash reserve ㈡コールと短期通知貸㈢手持の優良な有價證券をもつて、恐慌時の第一、第二、第三線の防禦線として居る（註）。

（註）その準備率については種々計算されて居るが、例へば Evitt は他行への預金及び回收中の小切手をも第一線に加へてこれ

を一〇%、第二線一三—一七%、そのうち手許現金を五%とし、第一第二線を以て total cash holding と名づけて total puplic liabilities の約二〇%を常とする稱して居る (pp. 34—35)。また組合銀行の平均の支拂準備は預金總額の約一〇%—一二%、當座勘定に對して約二〇%とも云はれ、その上いづれにしても手許の出納現金 till money, cash in vault 以外の cash は英蘭銀行に集中されて居る。尙組合銀行の資産の三〇%が現金、取立中の手形類、コール及び割引手形 (大體三ケ月以内に支拂期日到來)、その上所有する有價證券は殆んど何時でも賣却し得る gilt-edged securities であり、また貸付も普通六ケ月以内のもので、その額は資産總額の四〇%程度である。その爲めにロンドンの諸銀行は支拂準備以外の資金運用も極めて流動的であると云はれる (Allen pp. 250—251)。

Leaf その他はこの第一線を以て cash reserve と呼ぶが、準備中の cash 内容については人により國によつて異る。例へば Prather の如きはそのうちに、㈠聯邦準備銀行 (聯銀) への預け金㈡手許現金㈢國内の他銀行への要求拂殘高 (個人銀行と外國銀行支店を除外) ㈣國内の他行への殘高㈤外國銀行への殘高㈥自行の外國支店の本店への債務㈦回收中の現金勘定とし、これを Asset reserve と名づけて居る (pp. 345—346)。

また米國の聯準制度の加盟銀行の場合に、cash を聯銀への預け金と解する場合があり、或はスエーデンでは現金準備を「容易に現金化し得る資産」と規定して居る。併し實際上國によつては、手許現金、中央銀行その他への預け金、一覽拂手形、政府證券とそれに類似の證券をも Cash に含めて居る。斯くて Cash reserve ということは無意味である (Willis & Chapmnan-p. 444) とも云はれる。

支拂準備はどんな機能を果し、從つてまたこれを保有する目的は何にあるか。各銀行の立場から包括的に云へば、㈠窓口での日常の拂戻しに應じる現金、㈡手形交換尻決濟の資金、之等は營業上日常必要とする資金であるが、㈢自行に對する不信、又はパニックの勃發による不時の取付に備へる資金とである。併し銀行家にとつて最も大きな關心は稀にしか起らぬにしても、この第三の取付に對する準備であらう。日常窓口での出納は平素であれば、日々大して變動なく、而かも小切手の普及と共に大部分の支拂が手形交換によつて行はれ、手形交換についても豫想に難くない

ことであるから、豫めそれに備へることは必ずしも困難ではない。たゞ突發的で豫想を許さぬのが取付である。そこで Leaf などのやうに、支拂準備は恐慌に對する防禦と見做される (p. 132) ことが多い。例へば Bagehot の如きも、早くからこれを非常且つ稀れに發生する要求に應じる爲めの安全資金であると見做した。(p. 26)。Bagehot のやうに見れば、支拂準備は第二第三線だけでなく、更には銀行の全資産運用の流動性 (註) が重要性を持つことにもなる。斯くその目的を如何に見るかで、準備内容なりその重要性なりは當然相違を來す。

(註) 茲での流動性は銀行にとつて遲滯なく預金拂戻して要求に應じ得る程度といふ意味である。

而かも一行への取付は第二、第三線の現金化により、或は他行の援助によつてこれを防禦し得るにしても、パニックに際しての全國的な取付は何等かの非常對策の構ぜられぬ限り防ぎ得るかどうか。斯かる手段としての支拂準備の有效性は疑はしいことである。併しまた後に述べるアメリカの法定準備 legal reserve に至つては更に限られた目的のものである。即ち預金の保障といふ上からは、銀行清算の際、預金者へ若干の拂戻を確保するだけのものである。それ故アメリカでは手許の出納現金は法律上の準備とは認められないで聯邦準備銀行 (聯銀) への預け金だけが法定準備である。從つてこの準備率の引上げは他の支拂準備率の引上げとは異つて、却つて銀行の流動性を低下させることになる (Allen p. 18)。併し乍らこの法定準備が他に信用統制の補助手段たる機能を果す點からは、例へばアメリカの James のやうに、支拂準備の規定を以て、一部は銀行信用の擴張の制限を圖り、一部は金融上の經驗に乏しい銀行家によつて經營される小金融機關のため銀行業の基準の樹立を目的としたものである (p. 196) とも見られる。

二

支拂準備を以て預金の保障殊には取付に對する準備或は信用統制手段と見る者のあるに對して、Keynes は銀行家

の立場からは單にこれを銀行營業上の出納に就いて「短期間に起る止むを得ぬ僅かの喰ひ違いを處理する爲めに、銀行家は常に手許に若干の流動的財源を、一部は現金の形でまた一部は或る他の一行又は數行に維持しなければならぬ」ものであり、彼はこれを「準備」と呼び、そしてその財源は銀行の預金の量と共に增減し、また時には法律或は慣習によつて預金と嚴格な比率を保つて居ると(vol. I. p. 28)。斯くて銀行家から見れば支拂準備はその「喰ひ違い」處理のためのものとなる。然らばそのための必要以上に現に保有されつゝある準備額、殊に中央銀行への預け金は何の爲めであるか。また何故に實際の必要以上大きな準備の維持を法律又は慣習によつて、銀行に課すのであるか。Keynes に依れば、その一部は過去の事情の單なる遺物であると共に、恰も一種の商品貨幣制度の如き代表貨幣制度を實施せんとする企圖の結果であると。而かもその慣習は維持すべき國際本位の存在する際には中央銀行が利子を生まぬ遊休財源の一部を金の形その他の準備で維持せねばならぬので、この中央銀行の通貨維持の爲めに負擔する費用を醵出する手段であると。併しまたその反面にはその中央銀行が適格手形その他を認める爲め、組合銀行はその支拂準備を最小限に切りつめることが出來るのであつて(vol. I. p. 70)、そこに組合銀行が中央銀行の維持に割當額を提供することを要求されても止むを得ぬ理由が存在することになる。

斯くして Keynes に從へば現金準備(手許出納現金と中央銀行への預け金)の目的は「喰ひ違い」資金といふことになるが、現實にはこの日々の出納及び手形交換用としては多過ぎ取付用としては少な過ぎる帶に短く襷に長い部分が別の意味で重要性を持つことになる。而かも個々の銀行家にとつては、その部分をどれだけ準備して置いたらよいかが關心事である。その上銀行としては Keynes が指摘して居る通り、事情の許すかぎりその準備を極度まで使用する(vol. I. p. 55)からして結局支拂準備を非常時用と見ると、逆說的ではあるが前述の如く第三線及び全資產運用の流動

性の如何が銀行の健全な經營上重要となるとも云へることになるであらう。

しかもパニックに際しては、證券市場の梗塞或は閉鎖などによる證券類の値下り又は賣却の困難によつて中央銀行による救濟或は國家による非常措置に俟たねばならぬ場合の生じることの多いのを思へば、Keynes の云ふやうに中央銀行の統制の近代的方法は就中公開市場操作の利用は、全體としての銀行制度の規模と關聯して一定の大きさの財源を處理する地位に置かれねばならぬことを要するので「組合銀行が中央銀行に對して有する無利子預金の形式で高度の經濟的な且つ有效な制度の安全の爲めに必要とする財源の多くを醵出することは、斯かる制度の存在が組合銀行をして斯く不自由なくまた有利ならしめて居る點に於て正當且つ合理的である」(vol. 2. p. 72)。從つてこれは中央銀行を通じて組合銀行が社會に對して平常獻ず可き當然の貢物であり、萬一の場合の身元保證金のやうなものでもあると云へやう。斯く解する時は先きの襷には長すぎた部分は貢物となることによつて非常時用の働きを果しつゝあるものと云へる。而かも各行にとつては非常時用としての帶には短かすぎるこの貢物的な部分が中央銀行に全國的に集中され繫ぎ合されゝば一本の帶として社會的に全く異つた意義を持つた機能を果す準備となる。そしてその增減は金融情勢の良い指標であると共に、それは全國的な資金需給の調整に有效に役立ちもし、また中央銀行による公開市場取引その他の信用統制の手段としての働きをもすることになる。

併し乍ら支拂準備をこのやうに解して來ると個々の銀行の立場からは現金準備率の增減の多少は銀行預金に對する支拂に備へた流動性といふ上からは、日常窓口での出納と手形交換に支障のない限り、大して重要でないことゝも見られる。併しこの比率の增減は別の面から見る時はまた異つた意義を持つ。卽ちその比率が法律又は慣習上限定されて居る場合には、その增減に伴ひ各行の預金、貸付、割引の政策はこれによつて左右され、自づと銀行の預金貨幣の

造出力に相違を來すことを認めねばならぬ。從つてその準備率の高低、殊に法律によつてその最低限がどこに定められるかと云ふこと並にその準備內容が何から成立つかといふことは各行の營業上、その收益力の大小と資產の流動性とにとつて極めて大きな問題である。

三

これまでは極めて初步的な周知の事柄を基として、英國の支拂準備に關聯させて支拂準備の意義の多樣性に就いて述べたのであるが、英國の支拂準備は法的規制によるものでなく、全く銀行界の傳統的な慣習に基くのである。その比率の如きも Leaf の云ふやうに純然たる arbitrary なものではある (p. 130) が、少なくとも今次大戰前までは極めて安定的であつて Keynes がこれを批判して、その將來を懸念する (vol. 2. p p. 71—76) ほどではないやうに思はれる。

然るにアメリカの聯邦準備制度の上では「準備」とは既述の通り法定準備を指し Keynes が云ふ通り、これは非常事態に應じる爲めの銀行の實際の所要額によつて、左右されるものだといふやうな「見せかけ」さへもしない。(vo. 2. p. 70) 而かもその法定率は元來何等かの理論的根據に基いて制定されたといふよりも同國銀行界に傳つた歷史的なものであると云へる。

簡略にその歷史を辿てみるに、州立銀行に關してはしばらく別にして、國立銀行についてはその法定準備は現行の聯準制度に先立つ一八六三年制定の國立銀行條例に溯る。而かもそれは更に南北戰以前に於て當時に於ける小銀行が十分な支拂準備を保有せぬ爲めに屢々生じた銀行破綻の經驗から諸州に制定された法制を模倣したものであつたと云はれる。この條例の制定以來の修正に從つて國立銀行の最低法定準備率を擧げると、預金の種類を問はず㈠地方の銀行一

五%（そのうち⅖は自行に保有し、⅗又はそれ以下を準備市及び中央準備市の銀行へ預金し得る）、㈡準備市の銀行二五%（½は自行に保有し、½又はそれ以下は中央準備市の銀行へ預金し得る）、㈢中央準備市の銀行二五%（自行に保有）である。

然るにこの制度の下に於ける法定準備には種々の缺點が認められた（註）。

（註）例へばその缺點としては、㈠各行は取引の必要上準備市及び中央準備市のコルレス先に許された範圍內で支拂準備を再預金する爲め之等の市の諸行にその準備殘高が集中する結果となり、而かも㈡諸行間の競爭からその殘高に與へられる利子は次第に高率となり二%にもなり、そのため諸行はこれを運用するに當つて有利な株式市場に出す結果となり、爲めに緊急時にその回收の困難を來し、㈢營業收益の上から最低準備率が自づと最高準備率となりがちであるし、㈣各行の準備中には所謂 float 即ち回收途上の小切手、手形類の計上その他の點で擬制的準備を多分に含む結果となり、㈤準備の過半が全國多數の國立及び州立銀行に分散される等が擧げられる。(Westerfield—pp. 603—608) Steiner はその弱點を、㈠準備のピラミット（即ち集中し而かも中央準備市の銀行も同一準備率なる點）㈡擬制的準備、㈢分散的且つ非流動的な準備、㈣證券投機への使用、㈤準備の殼格にありとした。(pp. 682—683)

從つて一九一三年の聯邦準備法はその名稱の示す如く、支拂準備問題を一層周到且つ十分に處理し、而して銀行預金を保護し、これが投機的に使用されることを防止する爲めの新制度を樹立するにあつたと云はれる。(Willis & Chapman—p. 445) 尙その後、數次の改正に當つては他の規定と共にその準備率或はその算定方法などに種々修正が加へられて來たが、而かも當初と變らず十二の地區的な中央銀行制度に止まつて居る。これは畢竟その成立に當つて同國の地方分權的な政治勢力とその上に成立した多數の州立銀行の存在、並にそれとの調和及びそれの吸收などを考慮に入れて制定された爲めであつて、これがその後も全國的な中央銀行制度の樹立を妨げてゐる所以であらう。

この新制度では既述の通り聯邦準備銀行（聯銀）への預け金のみを法定準備と規定し、預金の種類を三十日以內に支拂期日が到來するか否かで當座預金と定期預金に分けた。またその當初には當座預金に對しては準備率を㈠地方の銀

行一二%、㈢準備市の銀行一五%、㈣中央準備市の銀行一八%とし定期預金に就いては各地區共に五%と定められた（註）。

（註）この制度では非加盟の州立銀行と信託會社の準備要求類は州によつて異り、或州では全く各行の自由裁量にまかせてゐるが、大體に加盟銀行よりも高率である。併し大多數の州では手許現金及びコルレス先への殘高も法定準備の一部と見做される。またこれが聯銀に預入れられた際には利子がつくので、この點で州立銀行が加盟を望まぬと說く者もある（例へば Harr & Harris の如き）

尙新制度に於て準備率の低下が正當視された理由は㈠準備が集中化し一層有效となり、㈡ float その他の擬制的要素が取除かれ、㈢責任を帶び且つ統制力を有する中央的銀行の一つに保有され、㈣現金の形又は極めて流動的な資產に投下されて居り、㈤その有效性に疑念がなく、㈥十二の聯銀の準備のすべては必要に應じて十二地區の何れに於ても共通に利用し得るし、㈦出納現金並にコルレス先への殘高は法定準備ではないが、實際上は working reserve の一部となつて居る等によるものであつた。（Westerfield—pp. 611—612）

尙その他に聯銀への預け金の無利子なのに對して補償し、不當な困難を避けさせる爲めであるとも云はれる（Steiner—p. 684）

次いで一九一七年の改正によつて當座預金の準備率は七%、一〇%、一三%にまた定期預金のは三%に低下されたが、これは當時アメリカの參戰と信用の逼迫とに應じてこの制度の效果を高める爲め準備を一層集中し得るとの見込と一層彈力的なものになし得るとの經驗上からの感じによるのであつた。

更に一九三三年五月の緊急法令によつて認められた準備率の增減は一九三五年の銀行法の修正によつて恒久的な規定として聯邦準備制度理事會の多數決を以て從來の規定の倍まで增率し得ることゝなり、これによつて信用統制の手段としての機能は擴大されるに至つた。（註）

（註）この權限を理事會に與へるに至つたのは當時一般金融狀態に生じた根本的な變化によるのである。その原因は㈠正常な信用、

需要量の減退と㈡海外からの巨額の金流入とであつた。その爲め聯銀の割引率の引上手段によつては有效な統制を行い得なくなり、そのまゝでは早晩危險なインフレを惹起す惧れがあつたからであるが、尙斯かる手段でも不十分な爲め終に「金の不胎化」をも斷行しなければならなかつた（Moulton—pp. 410—412）。

尙同年の銀行法によつて加盟銀行の當座預金の利子は禁止されたが、これによつて聯銀は他行の殘高に利子をつける準備市のコルレス先銀行と競爭する不利を免れることになつた。（Westerfield—p. 623）（註）

（註）この利子禁止は定期預金と當座預金との分布に大きな影響を與へた。預金者は利子收得の點で、また銀行側は準備率の低い點で共に定期預金を歡迎した。そして拂戻の豫告を必要としないやうな預金も定期預金として受入れられた。

次に法定準備率の算定方法も一九三五年の右の法令で改正されたが、それによると準備を保有せねばならぬ純當座預金は㈠總當座預金（米國政府の預金及び他行に對して負ふ金額を含む）から他行（聯銀、個人銀行及び外國銀行を除く）が負ひ直ちに拂戻の請求し得る殘高及び合衆國に呈示し直ちに支拂はれる回收途上の現金項目を控除した金額と㈡定期預金と郵便貯金の金額とである（Harr & Harris—p. 128）。

準備の不足に對する罰則としては、加盟銀行は㈠所要比率の回復まで新規の貸付並に株主への配當の支拂禁止と㈡その不足額には加盟銀行に對して九十日拂商業手形に適用される割引利率以上に二%の割合で聯銀によつて課稅されると共に、㈢準備保有の義務を無視して引續き不足するに於ては、事情に應じて、通貨監督官又は州當局によつて銀行閉鎖が命ぜられる。（Westerfield—p p. 621—622）（註）

（註）併しこの罰則によつて閉鎖を命ぜられた銀行は從來一行もないやうであるし、またその算定は日々の殘高の平均によつて行はれ、中央準備市と聯銀支店の所在する準備市の國立銀行は週二回、その算定の基準を報告し他の準備市の銀行は週一回、また地方銀行は半月毎に報告する規定であるので數日間不足しても罰を受けぬことにもなる。更に斯かる罰金課稅を回避する爲め加

盟銀行と協力して種々の便宜を供して居る。またこの不足を調整する爲めに銀行間に聯邦資金（卽ち㈠聯銀宛小切手並に㈡同行の Cashier の小切手㈢大藏省の小切手）federal fund の市場が成立して聯銀保有の加盟銀行の超過準備が利用される。而かも尙一九一四年以來年平均四四、二五〇〇弗の罰金收入があると云はれる。(Steiner—pp. 691—692)

右は聯準制度の法定準備に關聯をもつた今次大戰直前までの規定の大要であるが、これによつても明かなやうに、最低準備の要求は銀行經營の上から先きに述べた Keynes の言の如く準備は極端まで利用されて多くの場合に最低準備額となりがちであると共に、不足の發生は銀行の正規の業務を營ましめず聯銀の一種の監視下に置かれることゝなる。

四

アメリカに於ては法定準備が既述のやうな意義のもので流動性を缺く爲め、銀行の經營上からは、右の法定準備をも含めた第一準備と何時でもこれの補充に役立て得るものとしての第二準備とが存在する。(註)

(註) 尙 working reserve といふ言葉も使用されるが、例へばこれは Burgess (p. 32) によれば㈠手許出納現金㈡他行への殘高㈢聯銀への殘高であるが、Prather はこの㈢の法定準備を除いた意味に使用して居る。

これを大ざつぱに分ければ Dowrie などの言ふやうに前者は手許現金と他行への預金であるし、後者は殆んど損をせずに現金化し得る貸付と投資 (p.132) であり或は高度の流動性の收益資産、卽ち直ぐにも實際上何の損失もなく現金化し得るもの (Prather—p. 435) といふことになる。併しその內容の細別については意見が區々である。Harr & Harris は第一準備に㈠手許現金㈡聯銀と他の金融機關への當座預金、㈢要求拂貸付金、㈣聯銀に於て再割引に適格の定期貸付であるとし、その外に米國證券 U. S. securities は他の地方自治體の證券と異つて聯銀の貸付擔保として利用し得る點からこれを加へる論者のあることを認める (p. 130)。また第二準備に就いて Steiner は㈠株式仲介人への コ

ールローン㈡手形仲買人を通じて買取つた商業手形㈢主として滿期日十ケ年以內の政府債務（ボンド Bond と名付けられるもの）㈣聯銀で再割引に適格の地方債であるとし、また Harr & Harris は㈠比較的短期に支拂はれる定期貸付㈡滿期日の到來に近いモーゲーヂ㈢第一準備に加へられぬ株式市場に上場のボンドその他の證券 (p. 131) であると。更に Prather に至つては、第二準備の喪失は季節的貸付と預金の季節的引出との爲めに季節的なものであるといふ見地から、第二準備もそれに應じ得るやうに配列されねばならぬとし、その上にその他の豫期し得ざる景氣循環的な引出に備へる必要もあるとした。そして先づ季節的な第二準備は㈠商業引受手形及び銀行引受手形の市場、㈡商業手形の公開市場、㈢コール市場、㈣短期政府證券市場等からこれを求む可きであるとし、非季節的な第二準備は聯邦、州及び地方政府の支拂契約 Promise-to-pay と會社の支拂契約から選ぶべきであるとして居る。而かも之等凡ての項目は、最良質と四、五年以內に滿期日の到來することを條件とする。そしてこの滿期日に周到な間隔を設けることは第一準備に對する豫期せぬ要求に應じる爲め資金を繼續的に回收し得ると共に、これによつて年一%—一・五%の收益を擧げ得るとした。彼は一切の短期信用手形及び凡ての長期證券（政府證券をも）を第二準備に繰入れることに反對して居る。卽ちその理由は政府ボンドと雖も凡ての銀行が賣却しやうとすれば賣却し得ないし、その一部の賣却でもこの市場を崩壞させるに至るからである (pp. 437—439)。

玆に擧げた二三の例によつても、その內容の細別には異論のあることが明であらう。(註)

(註) アメリカの支拂準備では從來第一準備が重視されて來たが、それは㈠法定準備のあること、㈡多數の小さな單獨銀行の存在㈢手形市場の比較的新しいこと等の爲めであるが、歐洲殊に英國での第二準備に相當する第二、第三線の準備の重要視は㈠手形その他についての經驗に富み㈡中央銀行の有力なこと㈢支店制度の發達して居ること等による。(Prather—pp. 435—436)

次にアメリカにおいてはこの第一、第二準備の目的なり機能なりは如何に解されて居るか。やはり最も普通には要するに手形交換尻を決濟し時に稀な取付に備へる(Harr & Harris p. 130)ものをされて居るが、併し Dowrie などの云ふやうに(一)預金者側の現金の非常な拂戻し請求に應じ得る貯水所、(二)信用擴張に關する指針または警戒のシグナル(p. 132)或はこれを信用狀態のバロメーターとも見られるが、併しそれは加盟銀行が聯銀に多くの超過準備を保有しないといふことゝ法定準備殘高の量の變化は加盟銀行の信用量の變化を必ず指示する即ち若しその信用量が一〇%增加すれば法定準備もそれだけの割合で增加するといふことと基いての說である。然るにそれには往々にして超過準備が保有されることのあるのを認めねばならぬ。(Prather—pp. 606—607)(註)

(註) 例へば一九四〇年頃には百二十億弗の法定備準のうちその半額は超過準備であつた。その原因は(一)他の時期の四倍もの金が流入し(二)聯邦準備信用の存在量が他の不況期に比して二倍も存在し(三)加盟銀行の貸付と投資が超過準備を使い盡す程に預金を增加させるだけ大きくなかつたことにあつた。

また Westerfield はその機能を次の樣に說いて居る。「その機能を現金準備と銀行の流動性との關係から見て、現今の支拂準備の機能を以て主として銀行を流動的なものとするにあると見るのは誤りである。即ち出納現金はその流動性にとつては加へるものがない、蓋しそれは當座預金總額に對しては少額に過ぎ且つ取付の際に於ける現金の必要と無關係であるし、また同樣に他行への預金殘も法定最低限度のものであるから預金者の要求に應じたことも稀れであるし、また敢へて應じる爲めのものでもなく、また非常時に使用して十分なほどもないので、實際にこれに應じるには第二準備に依存することになる。斯くて第一準備の本質的な機能は出納現金を供する以外には銀行信用の擴張の制限にある。從つてこれは中央銀行又は大藏省によつて行はれる信用統制を援助し——直接又は間接に實際上の準

備額を增減することに依つて銀行信用の存在量を左右するのと、その上に中央銀行の資產に對しての加盟銀行の無利子の醵金によつて中央銀行の存續の維持費を提供することにある。斯くて例へば國際金本位の維持、非常時の資金として賴り得る財源、人爲的な信用制度などの維持をも含めて一切の中央銀行の機能の遂行を可能にする。而かもこれらの加盟銀行の支拂準備の機能はその主要機能、即ち流動性の保持或は信用擴張の抑制とに單に間接且つ僅かに關係があるに過ぎない。」(pp. 214—215) Westerfield の所說中に Keynes 說に類似したものがあり、支拂準備の中央銀行に對する貢獻的な機能を認めては居るが、而かも亦それは間接且つ僅かな關係に於て、それを認めるに過ぎない。その主要な機能は現金準備は日常の出納現金の提供と銀行信用擴張の制限に、また第一準備はその後者と流動性の保持とにあると云ふ。そして非常時の拂戻要求には第二準備に依存す可しと云ふのが彼の說である。果してよく第二準備によつてこれに應じ得るや甚だ疑問であることは先きに述べた通りである。併し第一準備の機能に就いてはその出納現金的機能は當然のことゝして信用統制に於てはアメリカの法定準備が現在のところその最低限要求額の範圍に於て銀行信用の擴張を抑制し得るに過ぎぬとしたことは正論と云はざるを得ないが、その流動性の保持に就いては少なくとも第一準備中の主要な法定準備の範圍に於ては既に觸れたことではあるが、却つて銀行の流動性を固定化する。從つてその法定準備率が高ければそれだけその流動性を低下させることを認めなければならぬ。それ故若しまたこの準備を非常時に際して利用し得るものたらしめようとするには當然その低下が認められねばならぬが、それにしても僅かにその引出に堪へ得るだけであつて、その意味では甚だ限られた意義を有するに過ぎぬものと云はねばならぬ。(Allen—p. 19) 而かもアメリカの規定は却つてその低下は罰則を以て拘束して居るのである。

更にまた銀行の清算に際しての法定準備の活用に就いて預金者保護の上から見ると、その準備要求額の預金總額に

對する割合から考へて充分にこれを補償し得るものではなく、從つて玆に預金保險制度成立の主要な意義が出て來たものと云へるであらう。併し乍ら法定準備によつて完全に銀行の流動性を保持し、預金者を保護しやうとするには極端に云へば Fisher の提唱する一〇〇%準備に類似した方法を採用せねばならぬことである。(註)

(註) Fisher 説はその著作の表題の示して居るように、預金保全の上からではなく、當座預金に一〇〇%の流動性を保持することによつてインフレとデフレを防止し、就中不況を打開し、合せて國債の多くを銷却しようといふ案である。その提案によれば、政府の機關が一種の通貨 Commission currency (C.C) を發行して銀行所有のボンドその他を買取り、その後は凡ての當座預金に一〇〇%の準備を保有させようとするのである。これによつて(一)銀行の取付をなくし、從つて(二)銀行の破綻も極めて少なくなり(三)利付政府證券は減少し(四)貨幣制度は單純化し(五)銀行制度も單純化し、(六)大きなインフレは消滅し、(七)好況と不況とは大いに緩和されると。(pp. 8—14) 全體として(六)と(七)の利益が重要であるが、殊にアメリカに於ては(一)と(二)の點で有利であるとする。そしてこの案を以て過激といふよりも寧ろ銀行制度を昔の金匠同樣な貨幣の安全な保管制度にしようとする保守的なものと稱して居るが、この説の發表當時その賛否論は諸雜誌と賑はしたのである。

併しまた聯準制度では、地區的にではあるが法定準備集中が行はれ、且つ聯銀間の協動によつて全國的に非常時資金の救濟的供給に役立つことは認めねばならぬ。而してその信用統制上、法定準備の制限的役目についてはその法定率の限度で銀行信用の擴張を抑制し得ることは當然であるが、それ以上の效果如何に就いては別の箇所で述べた通りである。然るに斯かる意味での新しい機能を强調したのが、一九三一年の聯準制度の準備委員會の見解である。

五

この準備委員會では法定準備の重要機能は個々の加盟銀行の流動性を確保するにあるのではないといふ立場に立つて、その流動性は銀行經營者の責任であり、且つ容易に現金化し得る資産が適當な比率を保つ時には各行によつて達成され得ることであるとし、また法定準備の保有よりは聯銀によつて各加盟銀行の流動性は一層適當に保全されるも

のと見た。

そしてこの委員會が加盟銀行の法定準備に對して法律上要求する二つの主要目的は(一)銀行信用量の變化に影響を及ぼすことによつて信用狀態を健全な方向に仕向けること、(二)聯銀に有效な銀行及び信用政策を遂行するに足りる十分な財源を供給するにあるとした。そしてこの意味では現行制度はその成立以來決して有效にその機能を果して來なかつたとの非難を加へた。即ち現行の準備額規定の爲めに(一)加盟銀行は商工業の必要に應じて信用を擴張し得ず、(二)銀行の種類の異るのに從つて、その業務の性質は本質的に相違するにも拘らずそれが考慮されないで居ると。この二點は Steiner なども亦等しく現行制度の缺陷として說いて居るところである。(pp. 693—695)

更に同委員會は現行の法定準備に代る可きものとして次の提案を行つた。即ち預金の回轉率の高い銀行は然らざる銀行よりも一層多くの支拂準備を保有すべきであるから、預金の回轉速度に應じた準備率を設けることが適切であるとして、銀行の所在地と預金の種類如何を問はず、純預金額の五%と一日平均預金拂戻額の五〇%とを以て準備率とし、且つその合計額が純預金額の一五%以下たる可きであるといふ案を提出した。(Willis & Chapman—p p. 456—459. Allen—pp. 20—21) そして手許現金をも一定の制限の下に聯銀への預け金同樣の働きをするものとして法定準備に加へることもその案に加へて居る。Steiner の如きはこの案を推稱しその理論に於ては Keynes の說 (vol. 2. ch. 32) に幾分近いもので、而かも技術的にはその作用が一層自働的であるとして、現行制度に比して中央銀行が一層有效な信用政策を遂行する助けとなるものと評して居る (p. 686) が結局實現されるに至らなかつた。

併しまたこの委員會は支拂準備の現存量に就いては聯銀がその機能を果すのに必要とする資金を供給するのに現在では十分であるとした。從つてその提案は支拂準備總額の變更を企圖したものではなく、寧ろ準備量の變更の性質を

改正し、また加盟銀行間のその準備分配の不適正を是正しようとしたものである。(Willis & Chapman—p. 459) またこの案に依れば、その準備率は預金の種類を問はず總預金額の最低五%(一日に一回も預金の回轉のなかつた場合であつて休日以外には考へられぬことではあるが)と最高一五%の間で自働的に變更されることになる。これを既述のやうな多原的且つ固定的(理事會の決議による以外は)な現行の準備率に較べる時は遙かに自働的な伸縮性に富み、從つてまた遙かに大きな自働的な信用統制の作用を有することを認めねばならぬであらう。

然らばアメリカの現行の銀行制度の下に於て各行の支拂準備は法定準備をも含めての第一或は第二準備について幾何が適當であるか。ロンドンの大株式銀行間にはこれについて傳統的に確立されたものゝ自づと存在することは先きに述べたところであるが、これに反してアメリカに於ては、加盟銀行間にも有らゆる點に於て規模の全く相違する大小多數の銀行が存在する爲めにこれらを包括しての標準的な支拂準備の確立を見ることは現在のところ到底困難なことであらうし、また法定準備の存在によつて一應その最低限は共通に確立されて居る爲めに、自づとこれに對しての銀行家及び識者の關心も薄く、法定率以上については自づと各銀行家の經驗と營業方針の如何に待つことになりもするのである。たゞ加盟銀行の第一準備の比率について Prather (p. 388) が Federal Reserve Bulletin の統計によつて算出したところによると一九三九年十二月三十日に於て左表の通りである。(註)

銀行	全加盟行	ニューヨーク	シカゴ	地方
聯銀への預け金	六五%	九六	七五	五二
出納現金	五	二	四	六
國内他行への預金殘	三〇	二	二一	四二
	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(註)　この表によつて地方的に現金及び預金通貨の使用程度並にニューヨークとシカゴの諸銀行が全國銀行のコルレス先としての重要さなどを知ることが出來る。

支拂準備の比率或は保有内容に就いては、各行の自主にせよ或は立法的にせよ、その適正な基準を理論上決定するのは極めて困難なことで結局銀行家の多年の經驗に待つ外はない。即ちこれを銀行の流動性と預金の保全といふ機能について銀行の立場から決定するには一般に銀行家の經驗と識見に待ち、後に註記するやうな各般の條件を時々綜合して或程度の準備率を維持すべきであるといふ外にはない。また斯かる機能を保持さす目的を以て準備率を法定化せんとするにはやはり諸家の經驗を徵してその基準としては最低率を決定すべきであると云へやう。アメリカの法定率の如きも溯れば南北戰爭前後の經驗の流れをくむものである。然るにこれに支拂準備による信用統制その他の社會的な機能を加へ、寧ろそれを重視して、この準備率の法定化が問題となるに至れば、各銀行家の立場から見て幾何保有すべきかといふことに、加ふるにこれが預金保全と信用統制その他の機能を遂行する爲め銀行にこれを幾何保有さすべきか、或は中央銀行に幾何寄託さすべきかゞその決定を左右することになる。(註)

(註)　法定準備以外に各行が保有すべき支拂準備について、殊にその第二準備の内容或は比率を決定するに當つて考慮すべき事情を簡條だけ掲げれば大體次のやうな點である。(一)預金の種類、(二)得意先の數、性質、その預金額の多少、(三)資本と預金との比率 Capital-deposit ratio (資本の比率低き銀行は多くの第二準備を要す) (四)資産の回轉率と流動性、(五)一般經濟狀態(季節並に景氣の循環)等である (Steiner—pp. 248 Westerfield—pp. 214—216 Prather—pp. 435—437)

尚、その第一準備の補充方法についてはロンドンの大銀行には從來特異なものがあり(一)資産を他行の得意先に賣却して他行に預金殘を保有するか(二)大藏省證券を放出して大藏省をして英蘭銀行からの借入を止むなからしめるか(三)コールを回收し又は手形の買入を停止して手形仲買人をして英蘭銀行からの借入を强制的に行はせるかである。(Keynes-vol 2. p. 228) 併しこれを一般的に云へば大體(一)豫め貸出と回收との同時的な配列を行つて置くか、(二)他行特に中央銀行からの借入、(三)第二準備の現金化、

(四)貸付の收縮（回收、利率の引上げ、貸付の割當、停止等）のうちその時に應じてそれぞれ適切な方法を行使すべきである。
(Westerfield—pp. 216—218)

六

支拂準備の法定に就いては、それに關聯して實行の可能と見做される準備の集中化に伴ふ諸利益は今日では殆んどこれを疑ふ識者はないであらうが、その法定化自體については尙理論上或はその實行上の價値に關して種々異論も立て得るであらう。併し現在では實際問題としては世界の多數の國々に於てこれが法定されて居る。その法定の範圍は次の四グループ(一)多くの國では現金準備率のみ、その他の國々では、(二)第二準備のみ、(三)現金準備率並に第二準備率、(四)現金及び第二準備を區別せぬ準備率とに分かれ、また現金準備率の決定については(一)銀行の性質、(二)銀行の資本額、(三)銀行所在地、(四)銀行預金の種類、(五)銀行の對外債務額中短期債務の多少（スイスの如き）に從つて規定されて居る。(League of Nations-Money & Banking 1937/38. vol. I. p. 92)

アメリカの現行の準備法定化が理論よりも寧ろ、多分に歴史的ものであることは先きにも觸れたことであるが、Keynes はこれを英國の傳統的な制度に比して優るものとした。先づ預金種類に無差別な英國の支拂準備の保有に比して、アメリカの差別的な比率決定を以て産業の安定の爲め一層賢明且つ有效である (vol I. p. 16) とし、また英國の自主的な決定を以て銀行制度全體の安全と有效性に對する影響を考慮すると決して最良の方策ではない (vol. I. p. 72) とした。またアメリカの準備法定を以て「間違つた定義が下され且つ不確かな慣習に依存する英國の制度」よりも望ましいものと見た。(vol. I. p. 74)

次いで Keynes は英國の實狀と將來に對する不安とから、これを批判し (vol. I. pp. 71—76) 例へば現行の慣習的

制度は五十年前には銀行側の安全と便宜との爲めに必要であつたらうが、その後の銀行の合併、現金使用の減少等にも拘らず、その準備率を低下せしめぬ爲めに店頭裝飾などの弊の生じることを指摘し、更に英蘭銀行の信用政策その他が銀行の氣まぐれによつて影響を蒙らざるを得ない將來の不安を擧げて、その改革を提唱して居る。その提案は六ケ條からなる。その大要は(一)凡ての銀行に對して準備率を法定し、(二)三十日（或は二週間）前の豫告拂の預金を定期預金とし、(三)一ケ月間を平均して一日の比率を算出し、(四)現金準備は英蘭銀行券或は英蘭銀行への預け金から成るものとし（四〇%を下らざるものを預け金）(五)正常の法定現金準備を當座預金一五%、定期預金三%、(六)三十日の豫告を以て、當座預金では一〇%—二〇%、定期預金では〇—六%の間で法定率を變更する權限を英蘭銀行に與へる。斯くすることによつて「英蘭銀行の手にある統制力を強化し——株式銀行の正當な取引を阻害せずにその掌中に銀行貨幣の殆んど完全な支配權を與へる」と。(vol. I. p. 77)

英國銀行界の慣習に伴つた現狀に就いての Keynes の批判は、その弱點を指摘した點に關しては、特に目新しく傾聽する程のものはない。またそれだけの缺陷の爲めなら多年比較的よく行はれた慣習を輕々拋棄することはないであらう。併し Keynes の提案もその現在見られる弱點のためよりも寧ろこの慣行の將來が氣まぐれによつて間違つた方向に進むことのあるのを惧れてのことであると共に、英蘭銀行の統制力の強化を目指したものと云へるであらう。併しその示された案は簡單な箇條書に過ぎぬもので——本質的には現行のアメリカの法定準備と異るところのない——これを現在の慣習に代つて採用すべきことを人々に納得さすに足るだけの積極的な説明が與へられて居らぬのである。

Keynes 案にある法定準備率變更の權限の賦與については、既にマクミラン報告その他に於ても唱へられたことの

ある課題である。アメリカに於ては先きにも述べた通り一九三三年の緊急條例中に取入れられ、一九三五年の銀行法の改正によつて恒久的な規定となつたものであるが、その何れの場合も寧ろ相反した特異の事情即ち前者は金融恐慌時の對策の一つとして、また後の場合は既に述べたやうな情勢によるものであつたことも留意すべきであらう。準備率の變更はその運用の如何によつては理論的には恰も割引政策と同樣の效果をも期待出來なくはない筈である。併しその制定事情からも今次大戰前に於ては從來の信用統制政策の補助的なものに過ぎなかつたと云へるであらう。聯邦諮問委員會の如きも「準備要求額の頻繁な變更は借手側と銀行との双方の信用を破壞し、引續き財界回復後に必要な銀行信用の利用を制限する」といふ理由で極めて重要な理由以外には變更すべきでないとの立場をとつて來たと云はれる。(Prather—p. 642)

而かもその變更は中央準備市所在の加盟銀行でも當座預金について一三%—二六%の間に於てゞあり、また一三%以下に低下し得ない點からも、實際上には超過準備を減少させ得る程度に過ぎなかつたことは先きにも述べた通りである。Allen の如く、これによつて恐慌時にその引下げにより銀行の流動性を維持することを以てその最も有益な效果の一つと見たり、また一九三三年の金融恐慌當時その引下げが行へたらばカタストロフィを避け得たかも知れぬと云ふ如き (p. 445) は現行の規定に對して期待し得ない大きな效果であると云はねばならぬ。

Keynes 案の採用は英國にとつては俄かに贊成し得ないものであらうが、準備率法定化は我國の場合について見れば現行法の改正に臨んで十分考慮されて然る可き問題である。英國流の傳統もなく亦アメリカ流の準備法定化も行はれて居らぬこれまでの我國の分散的な支拂準備の繼續は單に預金者保護の意味でのその擴充の上からも再考されねばならぬことである。また往々 Keynes の說くやうに準備が極度まで利用されるものとすれば、良き慣習も法的規定も

ないところでは寧ろ危險になるまで低下させることが懸念される點に於ても、更にまた一朝事あれば救濟を求めざるを得なかつた過去の事例から見ても、當然平時に於て或程度その集中化を要求して然るべき事である。またその上に無利子資金の吸收による中央銀行の信用統制力の强化といふ公共的な利益からもこれを集中化するのは望ましいことである。併しこれを銀行に對して自主的に期待しても一朝一夕には實現し得ないが、今やこれを法制化するの好機來れりと云へるであらう。また各銀行にとつても現狀に於ては强く反對も爲し得ないであらうし、また現今の銀行資金構成の變化から見て、或程度の日銀への寄託は決して經營に支障を來たすやうなこともないであらう。唯だ殘された問題は適正な具體案の作成である。凡ての事情を異にするアメリカの制度を單に模倣するごとき借り物の改革は結局銀行制度の運用と銀行の經營とに混亂と支障を來たさずに過ぎずして多くの效果を期待し得ないであらう。

我國に於ける銀行の支拂準備の集中化とその法定化の必要とに就いては我が學界金融界を通じて高島佐一郎先生獨り幾多の著作によつて多年聲を大にして提唱されて來たことである。圖らずも今やこれが論議の課題としてゞはなく、具體案を考究の時に臨んで居るかに思はれる。

參考書目（引用順序に從ふ）

Evitt, H. E.—Practical Banking, Currency and Exchange. 1931

Allen, A. A. & others—Commercial Banking Legislation and Control. 1933. (東京銀行集會所譯各國の商業銀行統制二卷)

Leaf, A.—Banking. 1927

Prather, C.—Money and Banking. 1940

Willis, H. P. & *Chapman*, J. M.—The Banking Situation. 1934.

Bagehot, W.—Lombard Street. New Ed., 1919.

James, F. C.—The Economics of Money, Credit and Banking. 1930.
Keynes, J. M.—The Treatise on Money. 2 vols. 1930.
Westerfield, R. B—Money, Credit and Banking. 1938
Steiner, W. H.—Money and Banking. 1938
Harr, L. & *Horris*, W. C.—Banking Theory and Practice. 1936
Moulton, H. G.—Financial Organization and Economic System. 1938.
Burgess, W. R.—The Reserve Banks and the Money Market. 1927.
Dowrie, G. W.—Money and Banking. 1936.
Fisher, I.—100%Money. Designed to keep checking banks 100% liquid; to prevent inflation and deflation; largely to cure or prevent depressions; and to wipe out much of the National Debt. 1935.

その他に古くは堀江歸一博士著「貨幣銀行外國爲替」第二卷第二章第三節の外、田中金司、新庄博兩教授共著「銀行經營論」第三篇第一章、高島佐一郎博士著「金融統制論」第六章第二節、第八章、金融大辭典寄稿の長篇「支拂準備」その他。尙本稿の起草後刊行されたものに有益な「連邦準備制度——その目的と機能——」（富士銀行調査課譯）がある。

附記　本稿は新制大學の講座「銀行論」の特殊研究の教材として學生の便宜の爲め起稿したものである。

資料

アメリカ植民地財政の一齣

——マサチュセッツ植民地について——

金丸平八

一

獨立戰爭を經た後のアメリカ合衆國の辿つた顯著な發展は、その財政面をも亦例外たらしめるものではなかつた。そして合衆國財政史の研究は、從來獨立戰爭後の時期を主たる對象とし、これを幾つかの段階に分つて研究されて來た。（註一）然し乍ら合衆國の財政的發展は、その源を遠く所謂十三植民地（獨立當初の十三洲を示す。筆者註）の經驗に發するものであり（Cf. D. R. Dewey; Financial History of the United States. 1903. p. 4）、而も財政機構は主としてこの植民地時代を通じて確立され、今尙その本質は失はれることなく續いてゐるとするならば（Cf. Charles H. J. Douglas; The Financial History of Massachusetts, from the Origanization of the Massachusetts Bay Company to the American Revolution. N. Y. 1892. p. 17.）、合衆國財政史の研究にとつて、植民地時代は重要な意義を有するといはねばならない。

ヴァジニヤを起點としジョージアを終期とするイギリスの對アメリカ植民地活動が、何れも巨大な商業資本を背景として推進せしめられたことは、此等一聯の植民地活動の根底に横はる一般的特色であつた。從つて個々の植民地を彩どる特異な色調は、かゝる基本的性格の上に附加された諸要因——それが自然環境の然らしむるものであらうと、又は人爲的なものであるとを問はず——によつて形成されたものである。それ故に、かゝる諸要因